

# 平成28年度第2回京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

## 次第

日時：平成28年11月15日（火）  
午後3時～午後5時  
場所：京都市聴覚言語障害センター地域交流室

- 1 開会
- 2 座長挨拶
- 3 テーマ等
  - ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例第7条「施策の推進方針」について
- 4 閉会

## 資料

- 資料1 京都市が今後目指す方向性及び具体的施策等について
- 参考1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例  
参考2 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会委員名簿  
参考3 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

[京都市が今後目指す方向性及び具体的施策等]

A 条例第7条第2項 「推進方針に掲げる施策」	B 京都市が今後目指す方向性	C 条例制定の際に実施した パブリックコメントにおける主な意見	D 第1回懇話会等での主な意見 ※後日委員から頂戴した意見を含む。	E 今後、実施・充実が求められる取組
<p>1 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。</p>	<p>市民（児童生徒含む）、事業者（観光業含む）等に対し、様々な機会や手段での啓発を通じて、当事者と交流しながら、手話が言語であることの理解促進及び手話に気軽に触れ体験してもらう機会の提供を行う。 また、手話に関心を持った市民等が学習できる場について情報提供を行う。</p>	<p>C, D列における「⇒①」等の番号は、当該意見を踏まえた「今後、実施・充実が求められる取組」(E列)の番号を表す。</p> <p>・手話の習得だけではなく、聴覚障害者の障害特性を広く市民に知ってもらうことが必要である。 ⇒ ①②⑤⑥⑧ ・一般学校の児童生徒と聾学校の児童生徒との交流が必要である。 ⇒ ③④ ・職場や学校で、手話や聴覚障害者に対する交流、理解を深めてもらいたい。 ⇒ ③④⑭ ・学校、事業所、地域社会がろう者の方々どどのように関わればよいのかをホームページやリーフレット等で知らせしてほしい。 ⇒ ②③④⑥⑭ ・市民しんぶん到手話に関する記事を載せてほしい。 ⇒ ⑥</p>	<p>・各区ボランティアセンターで手話教室をしているが、ただ手話を覚えてもらうことだけでなく、必ず当事者を招き、話をしてもらうことで、同じ地域に暮らす当事者がどのようなことで困っているか、どのような見守りや気遣いが必要かを考えてもらえるようにしている。 ⇒ ①③⑥ ・学校における総合的な学習の時間等での手話の啓発等により手話への関心を呼び起こしていくことができないか。 ⇒ ③④ ・当事者との交流の場を子どもたちに設けてほしい。 ⇒ ①③④ ・「手話が言語である」ということをわかりやすくリーフレット等で伝えることが大事である。 ⇒ ②⑥</p>	<p>①本市主催等のイベント等での当事者の参画による手話体験の実施 ②リーフレットを活用した市民への啓発 ③当事者との交流等を通じた学校における児童生徒への啓発 ④教職員を対象とした手話研修の実施 ⑤本市ホームページへの手話講座の動画掲載の実施 ⑥ホームページ等の本市広報媒体において、当事者の参画も得て、聴覚障害の特性等を掲載 ⑦ホームページ等の本市広報媒体において、手話サークルや市民向け手話講座等を紹介 ⑧はじめて手話を学ぶ市民向け手話講座の拡充</p>
<p>2 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。</p>	<p>手話を必要とする人が、可能な限り手話により情報を取得することができるよう、ソフトハード両面における環境の整備を進める。</p>	<p>・公共機関、病院、警察、金融機関、観光案内所、介護施設等で手話ができる人がいたらよい。 ⇒ ⑨⑩⑪⑬ ・街中の駅名看板などの表示に手話イラストをつけてほしい。 ⇒ ⑭ ・地下鉄等でのお知らせ放送では電光掲示板での文字情報、手話の動画、イラストがあるとよい。 ⇒ ⑭ ・災害、緊急時での映像を利用した情報発信が課題である。 ⇒ ⑭ ・駅等でテレビ電話による手話通訳に対応してほしい。 ⇒ ⑮</p>	<p>・まず市職員に手話を覚えてほしい。 ⇒ ⑪ ・学校において、手話を第一言語とする児童生徒が入学した場合、あるいは保護者が手話を第一言語とする場合に、どうすればよいのかを意識しておかなければならない。 ⇒ ⑭ ・テレビ番組に手話をつけてもらえるよう依頼してはどうか。 ⇒ ⑫⑭ ・遠隔手話サービスや電話リレーサービスを実現してほしい。 ⇒ ⑮</p>	<p>⑨区役所等への手話通訳嘱託員の配置 ⑩手話通訳嘱託員不在時の対応手法の研究 ⑪市職員を対象とした手話研修の実施 ⑫本市情報の手話による発信の充実 ⑬観光業をはじめとする事業者を対象とした啓発、研修の実施 ⑭公共機関、マスメディア等と連携した手話による情報提供手法の研究 ⑮遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな手話通訳サービスの手法の研究 ⑯手話通訳等の派遣コーディネイト、手話等付ビデオの作成等を行う情報提供施設としての京都市聴覚言語障害センターの運営</p>

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例第7条「施策の推進方針」について

[京都市が今後目指す方向性及び具体的施策等]

資料1

A 条例第7条第2項 「推進方針に掲げる施策」	B 京都市が今後目指す方向性	C 条例制定の際に実施した パブリックコメントにおける主な意見	D 第1回懇話会等での主な意見 ※後日委員から頂戴した意見を含む。	E 今後、実施・充実が求められる取組
<p>3 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する事。</p>	<p>手話を必要とする人やその家族等の関係者が、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、環境の充実を図るとともに、手話に対する抵抗感を払拭することを目指す。</p>	<p>・ろう者を親に持つ聴こえる子どもの手話を学べる場を作ってほしい。 ⇒ ⑰ ・聴覚障害が早期に発見された場合、親へのサポートとして手話があるべきことをきちんと伝えるべきである。 ⇒ ⑰⑱ ・聴こえない子どもを持つ聴こえる親のフォロー体制が必要である。 ⇒ ⑰⑱ ・中途失聴になった人が手話を学習できる機会を確保すべき。 ⇒ ⑲</p>	<p>・聴こえない子ども自身が手話に出会える機会を保障することが重要である。 ⇒ ⑰ ・医療者が、聴こえない子どもやその家族に、手話に触れられる場を紹介するようなシステム作りが重要になる。 ⇒ ⑰⑱ ・当事者の家族や身近にいる人に対する啓発をしてほしい。 ⇒ ⑱ ・当事者でも手話に対する抵抗感を持っている人がいる。そこへのサポートが必要ではないか。 ⇒ ⑱⑲ ・中途失聴者・難聴者の手話学習環境が非常に貧弱である。 ⇒ ⑲</p>	<p>⑰聴こえない子どもやその保護者等を対象とした手話に触れることのできる環境づくり及び環境を周知するための関係機関との連携方策の検討 ⑱当事者及びその家族等への啓発手法の検討 ⑲中途失聴者、難聴者等を対象とした手話学習の環境確保 ⑳当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う聴覚言語障害者更生施設としての京都市聴覚言語障害センターの運営</p>
<p>4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関する事。</p>	<p>手話通訳者の確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための条件整備を進める。</p>	<p>・手話通訳の養成に力を入れてほしい。 ⇒ ㉑ ・手話通訳の人数を増やすことが必要であり、職業として成立しうる地位の確立が不可欠。 ⇒ ㉑㉒</p>	<p>・手話通訳者の報酬単価の向上、正規雇用での採用の確保があれば、手話通訳になる人も増えるのではないか。 ⇒ ㉒</p>	<p>㉑手話通訳者等養成事業の充実 ㉒手話通訳者派遣事業における手話通訳者等の活動しやすい環境整備</p>

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（平成28年3月31日京都市条例第71号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、この条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- 2 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- 3 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- 4 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- 5 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- 6 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

#### （目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

#### （本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、

これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)



## 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿（敬称略）

平成28年11月15日現在

氏名	所属団体等
音川 真由美	京都手話通訳問題研究会市内班班長
河崎 佳子	神戸大学教授
北見 貴志	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
木俣 紀子	社会福祉法人京都市社会福祉協議会ボランティア支援部部長
小林 敏子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」会長
酒井 弘	京都府立聾学校校長
坂口 博史	京都府立医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室准教授
志藤 修史	大谷大学教授
鈴木 菜穂子	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
千賀 修	京都市PTA連絡協議会会長
高島 通隆	聴言センター家族会会長
中村 隆	京都市小学校長会副会長
中山 昌一	京都市聴覚障害者協会会長
橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長
前田 定幸	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 京都市聴覚言語障害センター所長
渡辺 久美	京都手話学習会「みみずく」事務局長

(五十音順)

## 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱

## (目的)

第1条 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例（以下、「京都市手話言語条例」という。）第8条に規定する推進方針等についての協議の場を「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」（以下、「懇話会」という。）として開催し、その運営に関し必要な事項を定める。

## (内容)

第2条 懇話会は、次の事項について意見や助言を聴取し、又は意見交換を行う。

- (1) 京都市手話言語条例に規定する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針に関すること。
- (2) 手話に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他手話や、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者に関すること。

## (構成及び委員)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）並びに学識経験者で構成し、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 構成団体から推薦されて懇話会に参画する者
- (2) 保健福祉局長が指名する学識経験者

2 構成団体は、委員として推薦する者の役職・氏名を事前に座長に報告する。

## (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から京都市保健福祉局長が指名する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

## (懇話会の開催)

第5条 懇話会は、原則として年1回から2回程度開催する。

- 2 懇話会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に第3条に掲げる委員以外の関係者を出席させ、その意見等を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

## (補則)

第7条 この要綱で別に定めるとされている事項その他懇話会の運営に必要な事項については、座長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

(別表)

京都市聴覚障害者協会  
特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会  
京都市手話通訳問題研究会市内班  
京都手話学習会「みみずく」  
立命館大学手話サークル「歩む会」  
京都市要約筆記サークル「かたつむり」  
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会  
京都府立聾学校  
聴言センター家族会  
社会福祉法人京都市社会福祉協議会  
京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ  
京都市小学校長会  
京都市PTA連絡協議会